佐賀県告示第三百九十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、 次の

とおり道路の供用を開始する。

に供する。 月十四日まで佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧 その区間を表示した図面は、平成二十一年十二月十五日から平成二十二年一

平成二十一年十二月十五日

佐賀県知事 古 川

康

二 — ○ 般		路	
 〇般 七国 号道		線	
J ~		名	
五八番八地先まで藤津郡太良町大字大浦字下松尾戊六三〇番一地先から藤津郡太良町大字糸岐字破瀬ノ浦藤津郡太良町大字糸岐字破瀬ノ浦	一地先まで鹿島市大字音成字弐本戊ー七七郎島市大字音成字弐本戊ー七七郎	番島市大島市大	供
地 良 一 良 先 町 地 町	で字字字音	地先まで地先からい大字音成	用
地先まで、大学大学の大学大学を	成成成	で成ら成気	開
子ら糸	子 子 果	子 子 長 新	始
浦 岐 字 字	本 水 戊 甲	崎 宮 平 田	の
下 破 粉 瀬	一 一 十 番	甲尾田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	X
八地先まで、大良町大字大浦字下松尾戊七番一地先から、大良町大字糸岐字破瀬ノ浦三太良町大字糸岐字破瀬ノ浦三	地先まで島市大字音成字弐本戊ー七七六番ら市大字音成字黒木甲ー番ー地先島市大字音成字黒木甲ー番ー地先	三一地先まで島市大字音成字長崎平甲二八七六番一地先から	間
	— н 70		
"	"	平成二一・一二・一五	供用開始の期日